

別表 1

日中一時支援（日帰り利用）の単位数について

区分	程度区分	日中一時支援（日帰り利用）算定単位数			食事提供体制加算（※）
		30分以上 4時間以下 $\times 25/100$	4時間超 8時間以下 $\times 50/100$	8時間超 $\times 75/100$	
障害者	区分 6	223単位	446単位	669単位	30単位
	区分 5	190単位	379単位	569単位	
	区分 4	157単位	313単位	470単位	
	区分 3	141単位	282単位	422単位	
	区分 2				
	区分 1	123単位	246単位	369単位	
障害児	区分なし				
	区分 3	190単位	379単位	569単位	30単位
	区分 2	149単位	298単位	446単位	
	区分 1	123単位	246単位	369単位	
	区分なし				

※ 利用者証に記載されている負担上限月額が37,200円以外の方のみが対象です。

日中一時支援に要する費用の額については、上記の単位数の合計に、

当該日中一時支援を実施する事業所が所在する地域区分により、厚生労働大臣が定める一単位の単価に掲げる地域区分ごとの短期入所の1単位の単価を乗じて得た額を算定するものとする。

サービス単位数	=	単位数 × 提供回数	
総費用額（100/100）	=	サービス単位数合計 × 単位数単価	（小数点以下切り捨て）
補助金額	=	総費用額 × 給付率（90/100or100/100）	（小数点以下切り捨て）
利用者負担額	=	総費用額 - 補助金額	